

消費生活コーディネーター設置要領

1 目的

この要領は、くらしのサポーター（愛称：阿波の助っ人）活動の効果を上げることに
より、徳島県における消費者活動の活性化を推進するために設置する消費生活コー
ディネーター（以下「コーディネーター」という。）の認定及び活動内容に関し、必要な事
項を定めるものとする。

2 認定基準

コーディネーターの認定は、次の各号に掲げる基準を全て満たした者に対して行うも
のとする。

- (1) 平成25年度以降の消費者大学校の卒業生又はくらしのサポーターであること
- (2) 一般財団法人日本消費者協会が実施する消費者力検定の応用コース（以下「消費者
力検定応用コース」という。）1級の認定を受けている者、消費者安全法第10条の
3第1項又は不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施
行に伴う経過措置に関する内閣府令第2条第1項第1号（以下「内閣府令」という。）
の規定に適合する者であること

3 認定等

(1) 認定

消費者力検定応用コース1級の認定証の写し、消費者安全法第10条の3第1項又
は内閣府令第2条第1項第1号の規定に適合する者であることを証するものの写しを
添えて、別紙様式1による認定申請があった者に対して、知事がコーディネーターと
して認定し、認定証を交付する。

(2) 認定期間

認定期間は、認定した日から2年間とする。

ただし、新規の認定者においては、認定の翌年度の年度末を認定期間の満了日とす
る。

なお、認定期間の満了日まで別紙様式2による再認定を希望しない申出がない場
合は再度2年間認定し、その後も同様とする。

(3) 活動に対する県の支援

啓発等の活動に必要な資料の提供、講演会の講師としてのあっせん等、円滑なコー
ディネーター活動を行うために必要な支援を行う。

4 活動内容

コーディネーターは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 個々に活動するくらしのサポーターの「伝える」、「学ぶ」、「活動する」又は「教え
る」といった活動の企画調整及び取りまとめのほか、活動の効果を高めるために必要
な情報提供や助言等の支援
- (2) くらしのサポーターと消費者に身近な市町村（消費者行政担当 窓口）等の行政と
を繋ぎ、消費者被害の防止のために行う活動
- (3) その他、消費生活に関する各種講座の企画・運営等、専門的な知見を生かした活動

5 補則

この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。